

大同特殊鋼グループ贈収賄防止方針

私たち大同特殊鋼グループは、「素材の可能性を追求し、人と社会の未来を支え続けます」というグループ経営理念のもと、創業以来培ってきた技術力を活かし、“ものづくり”を通じて、世界の産業や人々の暮らしの発展に貢献することを使命としています。大同特殊鋼グループは、公正、透明、自由な競争と適正な取引を通じて、グループ経営理念の実践と人々が豊かに暮らす未来社会の実現に努めます。

政治、行政との関係については、公務員およびこれに準じる者(以下、「公務員等」といいます)への贈収賄および公務員等による収賄(以下、これらを併せて「贈収賄」といいます)は、日本国内外を問わず、低コストで高品質な製品やサービスを市場から排除する他、その公務の公正性や信頼性を損ない、その国の人権、労働、環境問題等を深刻化させるものです。また、条約や米国海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)等の各国・地域の法令・ガイドラインにより贈収賄で摘発されると、企業は多額の制裁金を課され、社会的な信用を失うことになり、その存立基盤を揺るがしかねません。大同特殊鋼グループは、かかる認識およびグループ経営理念、企業倫理憲章、サステナビリティ基本方針のもと、以下のとおり「大同特殊鋼グループ贈収賄防止方針」を定めます。

1. 贈収賄の禁止

大同特殊鋼グループは、不正な利益を得るために、公務の遂行または決定に影響を与える目的で、公務員等に対し金品その他の利益の供与、もしくはその約束、要求、申込、またはそれらの承認を一切行いません。また、適用のある条約および各国・地域の法令やガイドライン等(以下、「法令等」といいます)に則り、いかなる理由があっても贈収賄を許容しません。

2. 組織体制の整備・運用

大同特殊鋼グループは、贈収賄を未然に防止するために、リスクベース・アプローチに基づき、必要な組織や制度を整備し、これらを適正に運用します。

大同特殊鋼グループの役員・従業員(以下、「従業員等」といいます)が法令等に違反する要求やその疑いのある要求を公務員等から受けた場合には、当該従業員等は事実関係を速やかに担当組織に報告するものとし、本方針の実効性を確保します。また、内部監査や内部通報等により、本方針または法令等に違反する行為やその疑いが認知された場合には、大同特殊鋼グループは、速やかに事実関係を調査のうえ、当該行為の停止、贈収賄またはその疑いのある金銭等の支払停止や申込・約束の撤回および関係当局への通報や調査協力等の適切な措置を講じます。調査の結果、従業員等に本方針または法令等に違反する行為が認められた場合には、大同特殊鋼グループは、グループ各社の就業規則等に基づき当該従業員等を厳正に処罰します。

3. ビジネスパートナーとの関係

大同特殊鋼グループは、ビジネスパートナーを起用する場合には、取引基本契約への贈収賄防止条項の規定等を通じて、当該ビジネスパートナーに法令等の遵守を要請します。

ビジネスパートナーに法令等に違反する行為やその疑いがあることを、大同特殊鋼グループが認知した場合には、関係当局への通報や調査協力等の適切な措置を講じるとともに、贈収賄防止条項等に基づき、当該ビジネスパートナーとの取引の拒絶等を含めて厳正に対処します。

なお、「ビジネスパートナー」とは、コンサルタント、エージェント、ディストリビューター、合弁パートナー、下請企業、商社、税関ブローカー、会計士、弁護士等の内、大同特殊鋼グループと公務員等との取引において媒介、代理または斡旋等の役務提供を行う者、および、大同特殊鋼グループの指定する公務員等に大同特殊鋼グループの製品・サービスを販売する者をいいます。

4. 教育

大同特殊鋼グループは、贈収賄防止について正しく理解し、本方針が従業員等に浸透するよう、従業員等への教育および啓発活動に取り組みます。

5. モニタリングと改善

大同特殊鋼グループは、本方針の実効性を検証するためのモニタリングを定期的に実施します。贈収賄の未然防止およびモニタリングの一連のプロセスは、経営層に定期的に報告され、さらなる改善に努めます。

2023年6月27日

大同特殊鋼株式会社
代表取締役社長執行役員
(署名)

清水哲也